

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653002

研究課題名(和文) ルワンダのガチャチャ裁判による和解醸成効果に関する研究

研究課題名(英文) A research of the effect of the gacaca jurisdiction in Rwanda to promote reconciliation

研究代表者

小峯 茂嗣 (Komine, Shigetsugu)

大阪大学・グローバルコラボレーションセンター・特任助教

研究者番号：80510081

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：1994年のルワンダにおけるジェノサイド犯罪を裁くべく、ガチャチャ法廷が国家主導で推進された。本研究では、ジェノサイドの元・加害者とサバイバー(生存者)が、ガチャチャを経て、和解をするにいたったのかを現地での聞き取り調査によって明らかにしようと試みた。その結果としては、サバイバーの大半が、元・加害者との交流について消極的な姿勢であることが明らかとなった。一方で元・加害者の半数強がガチャチャの場以外でも謝罪を行っていたことが分かった。ガチャチャ制度は国家による強制的な和解の推進とも言えるが、双方ともに相手方と対面をする機会を持てたことについては肯定的にとらえていた。

研究成果の概要(英文)：Gacaca jurisdiction was organized by the government of Rwanda to judge the crime of genocide held in Rwanda in 1994. This research aims to reveal how perpetrators and survivors are reconciled through the Gacaca process. As a result, most of the survivors are negative to communicate with the perpetrators even after the Gacaca process. On the other hand, more than half of the perpetrators apologized to survivors outside of Gacaca court, too. Gacaca jurisdiction might be understood as the system that government forces people to reconcile. However, both sides recognized it positive to have the opportunity to meet and have dialogue.

研究分野：国際関係論

キーワード：平和構築 平和紛争研究 和解 ルワンダ アフリカ

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、領域内における政治的暴力を経験した国家が、平和を構築していく過程において「和解(Reconciliation)」を政策課題に掲げるようになった。

暴力を経験した人々の感情は多様である。暴力の経験によって精神的にも肉体的にも傷つき、親類を失った被害者たちは、心的外傷にとらわれたり、憎悪、敵対心、復讐心を抱く。加害者側にも、良心の呵責に悩む者や、それでいて復讐の恐怖におびえる者がいる。コミュニティにおけるこのような人々の関係は、その内部に緊張を持続させる。そしてこのことは暴力行為が停止したのちも共同体における社会生活の障害となり、また政治的暴力の再発要因ともなりうる。

本研究では、1994年のジェノサイドで国民の大多数が暴力を経験したルワンダにおいて、内戦後に実施された大衆参加型裁判制度の「ガチャチャ(Gacaca)」について扱う。そして、ガチャチャへの参加経験が、ジェノサイド加担者と生存者との関係構築にどのように作用したかを検証していく。

### 2. 研究の目的

1990年代以降頻発するようになった内戦、民族紛争といった政治的暴力を経た社会において政策課題となる「和解」についての研究を行う。具体的には1994年のジェノサイドを経験したルワンダにおいて実施されたコミュニティ・レベルで大衆参加型裁判制度「ガチャチャ」に参与した住民への聞き取り調査を行う。この作業により、ガチャチャ制度が暴力を経験した人々の間の和解＝関係構築にどのような影響を与えたかについて検証を行うことを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1)本研究は、1994年のジェノサイド後のルワンダ社会において、ガチャチャ裁判というプロセスを契機としてジェノサイドの加害者と生存者との間に和解は促進したのかについて明らかにする。そのためにルワンダにおいて調査地を選定し、調査を行う。調査は聞き取り調査の形をとり、対象は調査地の住民とする。その中にはジェノサイドの生存者と、ガチャチャ裁判の判決を受けて契機を終えた加害者の両方を含む。双方に対して和解、すなわち関係の構築が、ガチャチャ裁判のプロセスを経ることによって何らかの進展(あるいは後退)が見られたかについて明らかにしていく。

(2)本研究では当事者間の和解について調査を行う上で、調査項目を大きく3つ設定する。すなわち 当事者間で謝罪や赦しの交換、賠償受給の有無、生活上の往来である。

については、ガチャチャ裁判の過程で加害者が罪を反省して謝罪をすることが生存者の赦しをもたらして和解に貢献するとい

う仮定からの質問である。謝罪や赦しがガチャチャ裁判を挟んでどのタイミングで行われたかを調査する。

についての質問は、ガチャチャ制度では被害を認められた生存者には賠償金が給付されることになっていることから行う。賠償によって自らの被害が公的に認められることは、生存者にとって癒しをもたらすとされる。それが赦しを経て和解につながるとされることから、この質問を行う。

については、ガチャチャ裁判を挟んで村落部の加害者と生存者との間での往来に変化があったかをインタビューする。相互訪問や生活物資などの貸し借りの内容や頻度についてインタビューを行う。

### 4. 研究成果

#### 1. ジェノサイド・サバイバー(生存者)

ジェノサイド・サバイバーと呼ばれる生存者、遺族45名に聞き取りを行った。

(1)自分の家族についての加害者はガチャチャによって明らかになったか?

この設問の意図は、今回の研究に先立つ調査(2003年のガチャチャ審理が開始した時期)において、ガチャチャに参加したサバイバーたちの大半が、ガチャチャにおける真実の解明を期待していることがわかったことによる。すなわち、家族を殺害したものは誰か、またどのような最後をとげ、遺体は今どこにあるのかという当時の真実を希求したい要求が、サバイバーたちにはあり、かつそれが加害者を赦す条件としてあげていたからである。

調査地域においては、36名(80%)がガチャチャによって実行犯を知ることができていた。一方で残りの9名(20%)は知ることができなかった。その理由は、1)ジェノサイドの後に現在の村に転居したために知ることができない(4名)、2)実行犯は旧政府軍の兵士であったが逃亡して不明(2名)、3)ガチャチャの場でも実行犯に関する証言が現れなかった(2名)、4)コメントなし(1名)であった。

(2)ガチャチャにおける謝罪と赦しの宣言

ガチャチャにおいては、真実の解明と量刑の宣告が行われると同時に、参加者の衆目の中、加害者がサバイバーに対して謝罪を行い、サバイバーはそれに対して赦しを宣言するというセレモニーが行われる。家族を殺害した実行犯が判明したサバイバーは、全員がその場で謝罪を受け入れて、赦しを宣言していた。しかし他の9名については、謝罪を行う者が存在しないため、したがって赦す相手もいなかった。

(3)サバイバーと実行犯のその後の関係

実行犯が判明したサバイバー36名に対して、彼らが刑期を終えた「元・加害者」と、

その後どのような関係性を持っているかについて、聞き取り調査を行った。本研究では、日常生活における往来に着目した。

結果としては、元・加害者と日常的に往来するサバイバーは11名にとどまった。その頻度も、道や村の集会、教会などで見かけた時に挨拶をする程度の者が大半であった。

残りの25名は、元・加害者との間の往来はないと語っていた。理由としては、1) 元・加害者はサバイバーである自分を恐れているから(4名) 2) まだ刑務所に服役中だから(4名) 3) とくになし(4名) 4) 元・加害者が現在は遠隔地に住んでいるから(3名) 5) 会いたくない(3名) 6) コンゴに逃亡中である(2名) 7) 元・加害者を信用できない(1名) 8) 労働公益刑に服役して村にいない(1名) 9) 元・加害者とジェノサイド時の損害賠償について係争中だから(1名) 10) ガチャチャの場以外での謝罪をしないから(1名) 11) 無回答(1名) となっている。

## 2. ジェノサイド加害者

サバイバーと同様に、ジェノサイド加害者23名にも聞き取り調査を行った。

### (1) 犯罪カテゴリー

ガチャチャ設置法においては、3つのカテゴリーの犯罪を訴追対象としている。調査地域におけるカテゴリーごとの内訳は、殺人(17名) 傷害(4名) 器物損壊(2名)であった。このように大半が殺人に関与していたことになる。これはルワンダ全土を通じても基本的に同様である。

### (2) 謝罪

加害者がサバイバーに謝罪を行うことは、両者の和解の一つの契機となりうる。本研究では、加害者による謝罪の行使と形態について調査した。結果としては、1) ガチャチャの場でのみ謝罪した者(10名) 2) ガチャチャの場だけでなく他の方法でも謝罪した者(12名) 3) 謝罪しなかった者(1名)

3)の人物は、ガチャチャの場において冤罪が晴れて無罪となったために、謝罪しなかった(する必要がなかった)者である。罪を認めずに謝罪もしない者は、ガチャチャの後には収監されている。

謝罪をした者については、半数弱はガチャチャの場でのセレモニーとしての謝罪と赦しの交換にとどまっている。しかしながら半数強は、刑務所に収監されている間にサバイバーに謝罪と赦しをこう手紙を書いたり、釈放後もサバイバーの家を訪問して謝罪を行っていた。

### (3) サバイバーとの往来

ガチャチャ終了後において、元・加害者たちとサバイバー達との関係性の変化について、サバイバーと同様に、日常の往来を質問

した。

インタビューに協力した元・加害者23名中、20名は何らかの往来があった。残りの3名は、上述のえん罪が晴れた者、サバイバーが転出した者、釈放後に調査地に転入した者であり、訪問する対象が存在しない者だった。したがって、近隣にサバイバーが生活している元・加害者は全員、サバイバーと何らかの往来があった。

しかしながら往来の内容は、日常の挨拶、日常生活の会話などがほとんどであった。ジェノサイドについて話し合い、謝罪を求めた者は3名という結果であった。

## 3. ジェノサイドにおける加害者と被害者の関係修復に関する考察

ガチャチャに参加したサバイバーも加害者も、その場においては謝罪と赦しを交わした。ただこれをもって両者が和解したと言い切ることはできない。

サバイバーの大半が、元・加害者との交流について消極的な姿勢であることから明らかである。ほぼすべてのサバイバーは、元・加害者を赦せた理由について、「それが政府の方針だから」と答えた。ガチャチャの場において、赦しは必須の手続きとなっている。すなわちガチャチャの場において「赦す」とはガチャチャ設置法をつくった国家によって半ば強要された赦しと見て取れる。

このような謝罪と赦しの「儀式」がガチャチャという法律の手続きであるならば、元・加害者による謝罪が、心からの謝罪なのか、強要された謝罪なのかという疑問も浮かぶ。今回の調査では半数強の元・加害者が、ガチャチャの場以外での謝罪も行っていたことが分かった。したがってこの疑問についてはケース・バイ・ケースとしか判断はできない。

しかしサバイバーと元・加害者への聞き取りを通して明らかになったことは、ジェノサイド後の地域社会において、両者がともに相手に対して恐れを抱いていたことである。元・加害者はサバイバーの報復を恐れ、サバイバーもまた加害者の家族からの逆恨みを恐れていたり、証言の口封じのために殺されるかもしれないという不安を抱いていたという。その結果、ガチャチャが始まるまで双方の対面や対話の場はなかったことが分かった。

そのような中で、ガチャチャの参加者は、サバイバーも元・加害者もともに、ガチャチャ制度によって相手方と対面する機会を持てたことを肯定的にとらえていた。双方ともに疑心暗鬼を和らげる効果があったことが見受けられた。

今後の研究の課題としては、今回明らかになった和解する相手がいないサバイバー、ガチャチャに参加していない加害者(自白や謝罪を拒否して収監されている者) 家族が現政権与党のルワンダ愛国戦線(RPF)によって殺害され、政府への恐れから訴追できない

でいたサバイバーといった層にも着目して  
いく必要があると考える。

( )

研究者番号：

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

小峯茂嗣、ジェノサイドから 20 年のルワ  
ンダ、アフリカ、Vol. 54、2014、pp. 30-35

〔学会発表〕(計 1 件)

小峯茂嗣、ルワンダのジェノサイド 「民  
族対立」はいかにして作られたのか、地域研  
究コンソーシアム主催シンポジウム「世界は  
レイシズムとどう向き合ってきたか」(2014  
年 7 月 26 日)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

小峯 茂嗣 (KOMINE, Shigetsugu)

研究者番号：80510081

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者